

奈良県訓令第六号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

第二十四条中「並びに契約及び公益法人」を「及び契約」に改める。